

平成28年5月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成28年5月12日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市市民会館第1会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員		25番	横溝 哲夫 委員
2番	飯田三津雄 委員		26番	石井 孝雄 委員
3番	笠 幸夫 委員		27番	高山 憲行 委員
4番	城戸 新 委員		28番	柳 壽祥 委員
5番	古賀 誠一 委員		29番	土師 哲夫 委員
6番	田中 祥晃 委員		30番	田中 弥生 委員
8番	安徳 高輔 委員		31番	日比生和雄 委員
9番	深川 嘉徳 委員		32番	権藤 年明 委員
10番	諸藤 澄夫 委員		33番	野村 邦昭 委員
11番	山口 好秀 委員		34番	久佐木利光 委員
12番	一木 英司 委員		35番	猪口 峯子 委員
13番	森崎 巨樹 委員		36番	菰田 盛行 委員
15番	池田 三喜 委員		7番	吉富 巧 委員
16番	田中 正満 委員		37番	松延 洋一 委員
17番	豊福 茂敏 委員		38番	納戸 勝浩 委員
18番	野村 泰徳 委員		39番	佐藤 豊 委員
19番	原 一夫 委員		40番	市川 範子 委員
20番	青木美千子 委員		41番	合戸 利弘 委員
21番	吉岡 正博 委員		42番	末松 活幸 委員
22番	北川 玲子 委員		43番	中島 邦博 委員
23番	古賀 義近 委員		44番	廣重 孝 委員
24番	藤原 昇一 委員			

欠席委員は次のとおりである。

なし。

事務局の出席者は9名である。

議 長 それでは、ただいまから5月の農業委員会を開催いたします。
それでは、初め「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 皆さん、おはようございます。
それでは、総会議案の2ページをお願いいたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」
農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので、付議いたします。
所有権移転、第1選挙区、1番から3番の3件です。
第2選挙区、4番から3ページ、10番の7件です。
4ページをお願いいたします。第3選挙区、11番、12番の2件です。
第4選挙区、13番の2件です。
第7選挙区、14番、15番の2件です。
使用貸借権設定、第3選挙区、16番の1件です。
続きまして、競売不動産買受適格証明、第4選挙区、17番の1件です。この案件は競売ですので、農地法施行規則第10条第1項第1号の規定による譲受人の単独申請となっております。
以上、1番から17番までの全ての申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、地域審査会において審査票を配布し説明を行ってまいりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを御報告いたします。
以上、説明を終わります。

議 長 それでは、事務局からの説明が終わりました。本議案の審議番号7番、8番及び9番は、新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について、地元副会長より御報告をお願いいたします。
審議番号7番、8番及び9番は、第2選挙区の案件でございますので、諸藤副会長から報告を受けたいと思います。

諸藤副会長 おはようございます。第2選挙区より報告いたします。

審議番号7番から9番について関連案件になりますので、同時に説明させていただきます。

こちらの新規就農について、地域審査会においてヒアリングを実施いたしました。申請人は現在諏訪野町に住んでおり、今回譲渡により荒木町の別の土地を購入して住宅を建築する計画もあります。周辺の農地を取得し、農業を始められる予定です。営農計画といたしましては、初めのうちは譲渡人により技術指導を受け、農業に従事し、米麦、大豆の耕作による農業経営を行っていかれるそうです。将来的には法人化を目指していきたいという意欲も感じられました。

農機具については、譲渡人の田植え機、管理機、トラクター、コンバイン、いずれも借り受けて、将来的には一括で譲り受けられるそうです。

なお、農業経験といたしましては、もともと生家が農業をされており、そちらで手伝いをされながら農業経験を積んでありました。本人のやる気もあると見受けられるため、地域審査会では問題ないと判断をしております。

また、譲渡人も高齢になり、このままでは田んぼが荒れるんじゃないかというような懸念もされておりましたので、そういうところも勘案されました。

以上です。

議 長 それでは、報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、総会議案の6ページをお願いいたします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

第1選挙区、1番の1件です。

1番、申請地、宮ノ陣町五郎丸、田、3,790m²、申請理由、申請地に盛土して畑として利用するものです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

第2選挙区、2番の1件です。

2番、申請地、荒木町荒木、田、畑、2筆合計264m²、申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

第3選挙区、3番から7ページ、4番の2件です。

3番、申請地、山本町豊田、田、477m²、申請理由、申請地を、農作物販売所として利用するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

7ページをお願いいたします。

4番、申請地、山本町豊田、田、192m²、申請理由、申請地を貸露天駐車場として利用するものです。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。あとは、順次選挙区ごとに報告をお願いいたします。

古賀副会長 それでは、審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーも1番です。

申請地は、宮ノ陣中学校から北西へ200mのところのところに位置します。転用目的は、申請地の配水機能を改善するため盛土を行う農地改良行為です。申請地については、農用地区域内の農地ではありますが、一時的な利用に供するために行うもののため、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、東南側水路へ放流いたします。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、のり面施工により土砂の流出を防ぎます。

水利関係承諾書につきましては、床島堰土地改良区より承諾を得てあります。

以上、1件の申請につきまして、地域審議会にて現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

諸藤副会長 審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーも2番です。

申請地は、荒木中学校から南へ約1.1kmのところに位置しています。転用目的は、農家住宅の敷地拡張ですが、申請地には既に農家住宅の一部として建築された農業用倉庫があり、始末書付きの申請となっております。今後このようなことがないよう指導を行っております。農地区分は10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断していますが、既存施設の拡張であることから、特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下と既設の溜柵を経由し、東側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、既存の合併浄化槽を経由し、東側道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ております。

以上、1件の申請につきまして、現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認いたしましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

野村副会長 説明いたします。審議番号3番、地図ナンバーも3番です。

申請地は、山本小学校から北西へ約1.5kmのところに位置しています。転用目的は、農産物販売所となっております。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当します。しかし、転用目的が農業の振興に資する施設であり、不許可の例外に該当するものと判断しております。なお、申請地につきましては、既に造成を行っているため、始末書付きの申

請となっております。

雨水排水につきましては、北側道路へ放流いたします。汚水生活雑排水については発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設する計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、放光寺、太良原、高杣水利組合長より出ておられます。

次に行きます。審議番号4番、地図ナンバーも4番です。

申請地は、山本小学校から北西へ約1kmのところに位置しています。転用目的は、貸露天駐車場となっております。農地区分については、農用地区域外の農地であり、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれを要件と該当しない農地であり、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然浸透により処理されます。汚水生活雑排水については発生いたしません。

被害防除については、周囲に既存のコンクリートブロック及び石垣を使用する計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、下野区水利組合長より承諾を得てあります。

以上、2件、全員で現地を確認いたしまして、転用支障なしと判断をいたしました。審議よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 以上で、地元の副会長からの報告が終わりました。
それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。よって、

県へ送付いたします。

続きまして、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、総会議案の8ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

第2選挙区、1番、2番の2件です。

1番、申請地、荒木町荒木、田、416m²、申請理由、申請地を借り受けて、農家住宅を建築するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、荒木町荒木、畑、499m²、申請理由、申請地を取得し、貸露天駐車場及び貸露天資材置場として利用するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

第4選挙区、3番、4番の2件です。

3番、申請地、田主丸町常盤、畑、2筆合計129m²、申請理由、申請地を借り受けて、農家住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、田主丸町益生田、田、916m²、申請理由、申請地を取得し、集合住宅を建築するものです。

9ページをお願いいたします。第5選挙区、5番の1件です。

5番、北野町中、田、422m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

第7選挙区、6番から10ページ、10番の5件です。

6番、申請地、三潴町高三潴、田、189m²、申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。

7番、申請地、三潴町草場、田、2筆合計263m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

8番、申請地、三潞町草場、田、3筆合計839m²、申請理由、申請地を取得し、集合住宅を建築するものです。

10ページをお願いいたします。

9番、申請地、三潞町生岩、田、300m²、申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

10番、申請地、三潞町西牟田、畑、1,149m²、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

続きまして、競売不動産買受適格証明、第2選挙区、11番の1件です。

11番、申請地、荒木町荒木、田、29m²、申請理由、申請地を取得し、貸家住宅の敷地として拡張するものです。この案件は競売ですので、農地法施行規則第10条第1項第1号の規定による譲受人の単独申請となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番と11番については、第2選挙区の案件でございますので、諸藤副会長から報告を受けたいと思います。あとは、順次選挙区ごとに報告をお願いいたします。

諸藤副会長 それでは、審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは5番です。

申請地は、荒木中学校から南へ約1.1kmのところに位置しています。転用目的は、申請地を借り受けて農家住宅を建築するものです。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設する溜柵を經由し、西側水路へ放流されます。汚水生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、西側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区に承諾を得ています。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。

申請地は、荒木中学校より南へ約250mのところに位置しています。転用目的は、

申請地を取得し、申請人の父が経営する事業所への貸露天駐車場及び貸露天資材置場として利用するものです。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、借り受ける事業所が農業用資材を扱っており、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、素掘り側溝及び溜桝を設け、北側水路へ放流されます。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、既設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ています。

続きまして、競売案件が1件ありますので、続けてお答えします。10ページの審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは15番です。

この申請は、競売案件であり、不動産買受適格証明願となっております。このため、農地法施行規則第10条第1項第1号による譲受人の単独申請です。申請地はJR荒木駅から南東へ約200mのところの位置しています。転用目的は、申請地を取得し、貸家住宅の敷地を拡張するものです。農地区分につきましては、おおむね300m以内に駅がある農地であり、第3種農地と判断しております。

雨水につきましては、南側水路へ放流されます。汚水生活雑排水は、既存の合併浄化槽を経由し、南側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、既設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ています。

以上、3件の審査につきまして、現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認いたしましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

柳副会長 第4選挙区から説明いたします。

審議番号3番、地図ナンバーは7番です。

申請地は、田主丸総合支所から北に1.3kmのところの位置します。転用目的は、敷地拡張となっております。農地区分は、おおむね10ha以上の広がりがある農地であり、1種農地であります。特別の立地条件を必要とする事業に該当し、1種農地の例外規定を適用しております。

雨水排水につきましては、溜桝を通し、北側側溝に排水いたします。また、汚水生活雑排水については、既存の合併浄化槽に接続し、北側側溝に排水いたします。

被害防除につきましては、周辺が自作の耕作地につき問題ありません。

水利関係承諾書につきましては、水利組合より承諾を得ております。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは8番です。

申請地は、田主丸総合支所から南に1kmのところのところに位置します。転用目的は、集合住宅となっております。農地区分については、田主丸駅から半径500m以内の圏内にある農地であり、第2種農地です。

雨水排水につきましては、東側側溝に放流します。また、汚水生活雑排水については、公共下水管に接続します。

周囲への被害防除につきましては、コンクリートブロックを施します。

水利関係承諾書につきましては、水利組合より承諾を得ております。

以上、2件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

終わります。

日比生副会長 続きまして、第5選挙区でございます。審議番号5番でございます。地図ナンバーは9番でございます。

申請の場所は、北野総合支所より北に800mのところでございます。農地区分は、申請地は10ha以上の広がりのある農地であるために、第1種農地と判定をいたしますが、集落に接続しておりまして、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定適用いたしております。

被害防除といたしまして、隣接との境界にはコンクリートブロックによる土留め工事を行い、土砂の流出を防止する計画です。

雨水につきましては、溜柵を設け、東側の既設水路へ放流する計画でございます。

また、汚水生活雑排水は、合併処理浄化槽を設置し、東側の既設水路へ放流する計画です。

地元自治会長及び床島堰土地改良区の排水同意とってございます。

以上、1件、地域審査会全員で現地を確認いたしまして、問題ないことを審査したところでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

廣重副会長 続きまして、第7選挙区より、5件について申請の分について説明をいたします。

審議番号6番、図面番号10番について説明をいたします。

申請地は、三潞校区の高三潞地区で、施設みづま園から北西へ約800mに位置し、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であり、農地区分は第3種農地になります。転用目的は、申請地を借り、自己用住宅として利用するものです。

雑排水は、合併浄化槽を設置し、雨水はためますを設置し、南側側溝へ排水のため、特に問題はないと思われます。

なお、筑後川土地改良区の排水承認、転用同意も得てあります。

三潞審査会において、現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。

続きまして、2件目、審議番号7番、図面番号11番について説明をいたします。

申請地は、三潞校区の草場地区にあり、三潞小学校から西へ約800mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農地区分は第2種農地と判定をしております。転用目的は、申請地を取得して、自己用住宅として利用するものです。

雑排水は合併浄化槽を設置し、また雨水は、溜桝を通じ、東側水路へ放流されるため、特に問題ないと思われます。

なお、筑後川土地改良区の排水承認、転用同意も得てあります。

三潞地域審査会において、現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。

続きまして、審議番号8番、図面番号12番について説明をいたします。

申請地は、三潞校区の草場地区にあり、三潞小学校から西へ約800mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農地区分は第2種農地と判定をしております。転用目的は、申請地を取得し、集合住宅（2棟）として利用するものです。

雑排水は合併浄化槽を設置し、また雨水は、溜桝を通じ、東側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われます。

なお、筑後川土地改良区の排水承認、転用同意も得てあります。

三潞地域審査会において、現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。

続きまして、審議番号9番、図面番号13番について説明をいたします。

申請地は、犬塚校区の生岩地区にあり、西鉄犬塚駅から南西へ約800mに位置し、農地区分は第1種農地になりますが、第1種農地例外規定、地域農業の振興に資する施設に供するものに該当します。転用目的は、申請地を借りて、自己用住宅として利用するものです。

雑排水は、合併浄化槽を設置し、また雨水は溜桝を通じ、西側水路へ放流されるた

め、特に問題はないと思われます。

なお、筑後川土地改良区の排水承認、転用同意も得てあります。

三潞地域審査会において、現地調査の結果、転用やむなしと判定をしております。

最後になりますが、審議番号10番、図面番号14番について説明をいたします。

申請地は、西牟田校区の新栄町地区にあり、J R 西牟田駅から下へ約300mに位置し、農地区分は第3種農地に該当します。転用目的は、申請地を取得して露天駐車場として利用するものです。

申請地につきましては、既に造成されており、始末書つきの申請書となっております。三潞地域審査会は申請に対し、農地法を遵守し、今後このようなことがないように強く指導いたしております。

被害防除につきましては、周囲を擁壁により土留めをします。

雨水は、溜柵を通じ、下側水路へ放流されるため、特に問題はないと思われます。

なお、筑後川土地改良区の排水承認、転用同意も得てあります。

三潞地域審査会においては、全員で現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。

以上、5件について、皆様方の御審議のほどよろしくお願いをいたします。

終わります。

議 長 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。
それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。よって、
県へ送付いたします。
続きまして、「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者
名簿への登録申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。11ページをごらんください。

「第4号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」

農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので、付議いたします。

第2選挙区、1番、2番の2件です。

1番、申請人、安武町安武本、****、経営面積5万746m²、農用地利用計画に従い、利用すると認められます。

2番、大善寺町宮本、****、経営面積3万7,517m²、農用地利用計画に従い、利用すると認められます。

第3選挙区、3番の1件です。

3番、申請人、山本町豊田、****、経営面積3万5,610m²、農用地利用計画に従い、利用するものと認められます。

12ページをお願いいたします。第7選挙区、4番の1件です。

4番、申請人、三潯町壱町原、****、経営面積5,910m²、農用地利用計画に従い、利用するものと認められます。

以上、第4号議案の説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。続きまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっ

せん委員の指名について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。13ページをごらんください。

「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」

あっせん申出書の提出があったので付議いたします。

第2選挙区、1番から3番の3件です。

1番、申出人、大善寺町宮本、****、所有者からの申し出です。対象地、大善寺町宮本、田、4筆合計3,082m²です。あっせん委員は、諸藤澄夫委員、深川嘉穂委員です。

2番、申出人、荒木町下荒木、****、所有者からの申し出です。対象地、荒木町荒木、田、2筆合計4,895m²。あっせん委員は、安徳高輔委員、山口好秀委員です。

3番、申出人、荒木町荒木、****、所有者からの申し出です。対象地、荒木町荒木、田、3,219m²。あっせん委員は、安徳高輔委員、山口好秀委員です。

14ページをお願いいたします。第4選挙区、4番の1件です。

4番、申出人、田主丸町益生田、****、所有者から申し出です。対象地、田主丸町益生田、田、6筆合計4,146.26m²。あっせん委員は、横溝哲夫委員、田中弥生委員です。

第5選挙区、5番の1件です。

5番、申出人、三井郡大刀洗町大字今、****、所有者からの申し出です。対象地、北野町陣屋、田、3,384m²。あっせん委員は、野村邦昭委員、猪口峯子委員です。

第7選挙区、6番の1件です。

6番、申出人、三潞町原田、****、所有者からの申し出です。対象地、三潞町原田、田、3筆合計4,691m²。あっせん委員は、廣重孝委員、合戸利弘委員です。
以上、第5号議案の説明を終わります。

議長 以上で事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題
といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 説明いたします。15ページをごらんください。

「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第5選挙区、1番から16ページの6番までの6件となります。

1番、所在、北野町中川、田、2,814m²、推進機構への売り渡しとなります。

2番、所在、北野町大城、田、2筆合計3,831m²、推進機構への売り渡しとなります。

3番、所在、北野町金島、田、3筆合計4,074m²、推進機構への売り渡しとなります。

4番、所在、北野町金島、田、3,037m²、推進機構への売り渡しとなります。

5番、所在、北野町今山、田、6,598m²、推進機構への売り渡しとなります。

16ページをお願いいたします。

6番、所在、北野町上弓削、田、774m²、推進機構からの買い入れとなります。

第6選挙区、7番から9番の3件です。

7番、所在、城島町上青木、田、2筆合計5,249m²、推進機構からの買い入れとなります。

8番、所在、城島町浮島、田、2,879m²、推進機構からの買い入れとなります。

9番、所在、城島町江上本、田、2筆合計3,566m²、推進機構への売り渡しとなります。

以上、1番から9番までの各申請案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上、第6号議案の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑ないようですね。
質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長あて通知いたします。
続きまして、「第7号議案 久留米市地域農業振興計画の変更について」でございますが、次の「8号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」と関連をしております案件でございますので、一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 説明いたします。17ページをごらんください。

「第7号議案 久留米市地域農業振興計画の変更について」

久留米市長より、久留米市地域農業振興計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

1、今回変更される地域農業振興計画。

①久留米市（旧久留米）地域農業振興計画、別紙のとおりとなります。

②久留米市北野町地域農業振興計画、別紙のとおりとなります。

③久留米市三潞町地域農業振興計画、別紙のとおりとなります。

一旦、18ページのほうをお願いいたします。

「第8号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」

久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められましたので付議いたします。

1、今回変更される農業振興地域整備計画。

①久留米市農業振興地域整備計画、別紙のとおりとなります。

各案件につきましては、別紙にございます第7号、8号議案ございますので、そちらのほうをごらんください。

別紙の1ページのほうをお開きください。

こちら旧久留米市分の農用地利用計画の変更申請一覧でございます。一覧表、向かって左端の整備計画の欄でございますが、こちらが8号議案、その右側の振興計画のほうが第7号議案にそれぞれ該当しております。

一覧表、上から順に読ませていただきます。

整備計画1番、振興計画28番、施設等の名称、駐車場及び資材置場の設置、申請地、荒木町今、田、1,712m²となります。

振興計画2番、施設等の種類、資材置場の設置、申請地は大橋町常持、川敷、田1筆、合計の4,000m²となります。

整備計画3番、振興計画29番、施設等の種類、コミュニティセンターの設置、申請地、宮ノ陣町大杜、田、2筆合計1,749m²となります。

整備計画4番、一般住宅の設置、申請地、安武町安武本、畑、285m²となります。

振興計画5番、幼稚園駐車場及び園庭、申請地、長門石町、田、1,005m²となります。

3ページから7ページが各申請案件の位置図となっております。

続きまして、8ページのほうをごらんください。

田主丸分でございます。一覧表のほう上から読み上げてまいります。

振興計画1番、施設等の種類、農家住宅敷地拡張、観光農園休憩所及び駐車場、申請地、田主丸町石垣、畑、2筆合計7,216m²のうち511m²となります。

整備計画2番、施設等の種類、一般住宅、申請地、田主丸町以真恵、田、944m²のうち493m²となります。

整備計画3、施設等の種類、進入路、申請地、田主丸町以真恵、944m²のうち58m²となります。

10ページから12ページが各申請案件の位置図となっております。

続きまして、13ページのほうお願いいたします。

北野町分でございます。一覧表上から読み上げてまいります。

整備計画1番、振興計画32番、施設等の種類、自己用住宅の建設、申請地、北野町中島、田、2,910m²のうち255m²となります。

整備計画2番、振興計画33番、施設等の種類、露天資材置場、申請地、北野町石崎、田、620m²となります。

15ページから16ページが各申請の位置図となっております。

続きまして、17ページをごらんください。

城島町分でございます。一覧表を読み上げます。

整備計画1番、施設等の種類、住宅敷地拡張、申請地、城島町江上本、面積が188m²となります。

19ページが申請案件の位置図となっております。

続きまして、20ページをごらんください。

三潞町分でございます。一覧表を上から読み上げてまいります。

整備計画1番、振興計画20番、施設等の種類、住宅敷地の拡張、申請地、三潞町草場、田畑、3筆合計283m²となります。

整備計画2番、施設等の種類、農業用倉庫の敷地拡張、申請地、三潞町草場、畑、37m²となります。

整備計画3番、住宅敷地の拡張、申請地、三潞町玉満、畑、92m²となります。

整備計画4番、住宅敷地の拡張、申請地、三潞町清松、畑、88m²となります。

整備計画5番、振興計画21番、施設等の種類、店舗、申請地、三潞町田川、田、2,606m²となります。

22ページから26ページが、各申請案件の位置図となっております。

お手数ですが、一旦議案の17ページのほうお戻りください。

久留米市地域農業振興計画の意見に対する農業委員会の意見（案）でございます。

2、意見、(案)。

当該計画で定められている施設等に供される土地については、当該計画において農業農村の振興を図る観点から農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な利用調整が図れることに鑑み、農用地区域に含まないとすることが妥当であると考えられます。

18ページをお開きください。

久留米市農業振興地域整備計画の変更に対する農業委員会の意見（案）でございます。

2、意見、(案)。

本計画の変更（案）については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないと思われます。

以上、第7号議案並びに第8号議案の説明を終わります。

議 長 以上で事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を打ち切り、ただいまから採決いたします。
なお、採決に当たりましては、第7号議案、第8号議案に分けて採決いたします。
「第7号議案 久留米市地域農業振興計画の変更について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長あて通知いたします。
続きまして、「第8号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。よって、久留米市長あて通知いたします。
続きまして、「第9号議案 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案19ページをお願いいたします。
「第9号議案 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成

28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」

「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」に対する地域の農業者等からの意見及び要望を反映した「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を策定したので付議いたします。

個別内容につきましては、別紙をごらんいただいてよろしゅうございますでしょうか。そちらで説明をさせていただきたいと思います。

事務局 別紙1の1をお開きいただいてよろしゅうございますでしょうか。

よる説明 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価となります。こちらに関しましては、3月総会時点で報告といたしまして案のほうを提出させていただいておりました。それに基づき農業者等からの意見を1カ月ほど募集いたしまして、それを反映とした結果をこちらで反映させるという形になっております。

別紙の一番最後には、出てきた意見つけております。4名の方から御意見いただいておりますけれども、内容的にこの点検評価の内容を変更するような端的な御意見ではございませんものでしたから、表記のほう等は変更はしておりません。ただし、3月31日時点の数値を置きかえておりますので、その変更となった部分について御説明を申し上げたいと思います。

まずは、1の1ページに関しては、特段変更ございません。

1の2ページをお開きいただきますでしょうか。

上から3行目、1年間の処理件数、農地法3条に基づく許可事務の処理件数が202件という形で変更させていただいております。同じく表の真ん中、申請者への審議結果の通知も同様に変更となっております。

続きまして、(2)です、農地転用に関する事務、こちらのほうも処理件数213件に置き直させていただいているところでございます。

続きまして、1の3ページでございます。

農業生産法人からの報告への対応となっておりますけれども、こちら右側の数値、3月31日時点でいただいておりますので、変更のほう行っていければと思っております。

続いて、(4)の情報の提供等につきましては、こちらに関しましては公表時期が2月と3月という形になっておりました。真ん中ですね、ごめんなさい。農地の権利移動等の状況把握、こちらの数値のみが202件と変更となっておりますところとなっ

ております。

続きまして、1の4ページをお願いできますでしょうか。

(5) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務になります。こちらに関しましては、1年間の処理件数のほうを2,312件という形で置きかえさせていただいております。同様に表の真ん中、申請者への審議結果の通知の欄、こちらも同様に変更となるという形になっているところがございます。

1の5ページをお願いできますでしょうか。

続きまして、法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価となっておりますけれども、こちらに関しましては、平成28年4月現在の数値、これ特段変更ございません。それから意見等なかったものですから、2の目標の達成に向けた活動も3月報告時点と同様となっております。

1の6ページの変更はないところとなっております。

続きまして、1の7ページをお願いできますでしょうか。

3、促進等事務に関する評価となっております。こちらに関しましては、現状及び課題の中で、農家数、生業農家、農業生産法人数、それから大きく変わりましたのが認定農業者です、こちらの数値を改めて3月31日、4月1日同様になりますけれども、そちら現在というところを変更をさせていただいております。

それに伴いまして、(2)の実績になりますけれども、20経営の目標に対して15経営の実績という形になりまして、達成状況は75%と変更とさせていただいているところがございます。それに伴い評価はやはり75%ですので達成はできていないという形で変更させていただいております。

1の8ページをお願いできますでしょうか。

こちらに関しては、地域の農業者等からの意見等に基づき変更がある場合の記入という形になりますけれども、特段ここに関する御意見ございませんものでしたから、変更はしていない状況となっております。

担い手への農地の利用集積に関しましても、数値のほうは、こちらは4月現在多少数値を置きかえさせていただいておりますけれども、下段といたしましては特段変更は行っていないところとなっております。

1の9ページになりますけれども、活性に向けた活動については、変更行っておりません。評価の案も変更ございません。地域農業の地域の農業者等からの意見も特段ございませんものでしたから、評価の決定なく、そのままとさせていただいてい

るところでございます。

続きまして、1の11ページですね、こちらをお願いいたします。

現状及び課題につきましては、特段変更ございませんものですから、3月総会時点の数値のままという形で対応させていただいているところでございます。

続きまして、これに対する地域農業者等の意見等もございませんものでしたから、(6)に関しても特段変更は行ってないところでございます。

以上が27年度分になります。

続きまして、2の1ページになります。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)になります。こちらに関しましては、3月時点で御報告申し上げておりましたとおり、様式が変わりましたものですから、その様式で作直し改めて提案をさせていただくとなります。こちらに関しましては、事前に委員の皆様方に配布をさせていただきまして、各地域審査会等で御説明申し上げたかと思しますので、内容だけ御説明を申し上げたいと思います。

まず、1、農業委員会の状況になりますけれども、こちらに関しましては今年度、ことし3月、改めて農林業センサスの速報値が公表されておりますので、そちらの数値と市の農政部局、こちらのほうで把握している数字のほうを記載させていただいているところでございます。

その下、耕地面積、経営耕地面積等に関しましては農林業センサス、それからまた別の統計面がありますけれども、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記載させていただいております。

2の農業委員会の現在の体制につきましては、今現在の委員の皆様方、それから農業委員会の体制というところになりますので、ごらんいただければと思います。

2の2ページをごらんください。

担い手への農地の利用集積・集約化というところになっております。こちらに関しましては、まず現状と課題だけ御説明申し上げます。

管内の農地面積が8,720ha、これまでの集積面積が3,921ha、集積率44.96%。ここにつきましては27年度の点検評価における集積率と数値異なっておりますけれども、これに関しては、今年度変わったことに伴いまして集積率の計算方法が変わっておりますので、そちらの新しい集積率の計算方法に基づき算出したものとなっております。これに対する課題としては、農地中間管理事業を活用し集積が進んでいるが、今後もさらなる制度活用を行っていく必要があるという形で書かせていただ

いております。

これに基づき目標を立てることになりますけれども、目標といたしましては4,117haの集積を目標と掲げさせていただいております。こちらに関しましては、市食料・農業・農村基本計画の中において集積目標が定められておりますので、そこから逆算した数値を1年間の集積目標として196というところを置かせていただいているところとなっております。

続きまして、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進となっております。現状及び課題書かせていただいておりますので、こちらに関しましては、農業委員会のほうで議案のほうから把握した数値を記入させていただいているところとなっております。

これに伴う目標及び活動経営につきましては、参入目標数、20経営体とさせていただいて、参入目標面積は10ha、これは20経営体に対して取得の際の最低下限面積、そちらを掛け合わせた数値が参入目標面積で掲げさせていただいております。20経営体に関しましては、市の目標値と同数という形であわせて書かせていただいているものとなります。

続きまして、2の3ページをごらんください。

遊休農地に関する措置となります。現状及び課題につきましては、農業委員会で把握している数値を記入させていただいております。

これに基づきまして目標及び活動計画となりますが、遊休農地の解消面積9.8haを目標と掲げさせていただいております。こちらに関しましても遊休農地の解消、久留米市食料・農業・農村基本計画の中で定められているものから逆算して数値を置かせていただいているものとなります。それに伴う活動計画となりますけれども、ここは若干去年度と変わってくるかと思えます。調査実施時期を7月から9月に行いまして、その後、利用意向調査等を行いまして、最終的な結果の取りまとめ時期を1月というところで置かせていただいているところとなっております。

続きまして、違反転用への適正な対応となっております。現状及び課題につきましては、4月現在の数値、違反転用面積1.4haを置かせていただいております。課題といたしましては集落内及び圃場整備地区以内の違反転用の早期発見が困難であると。それをどう解消するかというのが活動計画というふうになりますけれども、活動計画として違反転用の是正指導、違反転用者等に対し許可が必要であることの説明となっており、違反転用の防止に向けた取り組み、通年農地パトロールによる違反転用の早期発見、8月には農業委員会による広報活動を行うという形で計画を

させていただいているところでございます。

以上で、第9号議案の説明を終わらせていただきたいと思います。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を打ち切り、ただいまから採決いたします。
第9号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第9号議案は可決されました。よって、
九州農政局及び県へ報告いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」

「報告第4号 農地移動適正化あっせん事業について」

「報告第5号 違反転用事案の是正報告について」

「報告第6号 職員の任免について」

までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
質疑ございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。

したがいまして、報告第1号から報告第6号までの報告事項を終わります。
次に、お諮りいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ございませんか。

「なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。
ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、29番、土師哲夫委員、2番、飯田三津雄委員をお願いいたします。
以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。